

## 健康保険の特例措置による医療費無料化の長期継続について

2020年9月17日

厚生労働省 様  
復興庁 様

福島原発事故で政府の避難指示が出された地域の住民には、健康保険の特例措置による医療費一部負担の無料化、健康保険料の免除措置が講じられています。

私たち8団体は、地元の声を背景に、特例措置の長期継続と拡大を求めて、2018年7月5日、2018年12月20日、2019年9月11日の3回、交渉に取り組んできました。

昨年12月に閣議決定された「復興創生期間後の復興基本方針」において、「避難指示地域の医療費無料化措置（健康保険料の無料化と窓口3割負担の無料化）については見直す」とされており、大変憂慮しています。

10月5日に別紙質問書により、政府交渉を設定させていただきます。実りあるものとなるよう、よろしくお願いたします。

なお、質問に対する回答は指定していません。明らかに分担外でなければ、厚生労働省、復興庁両省庁からご回答いただいたほうが議論も深まると思いますので、よろしくお願いたします。

10月5日（月） 会場：参議院議員会館 B107会議室 当日のプログラム 11時00分～12時00分 厚生労働省、復興庁との交渉
---

### 主催団体

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

### 紹介議員

福島みずほ参議院議員

### 連絡先

原子力資料情報室 担当（片岡遼平） Tel：03-6821-3211  
ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暹） Tel&Fax：072-792-4628

- ・参加者は40名規模。
- ・報道関係者参加の予定
- ・インターネットによるライブ配信を予定。

## 厚生労働省、復興庁への質問（9月29日訂正・追加版）

### 健康保険の特例措置による医療費無料化の長期継続について

福島原発事故で政府の避難指示が出された地域の住民には、健康保険の特例措置による医療費一部負担の無料化、健康保険料の免除措置が講じられています。

この「健康保険の特例措置」は、①避難生活の支援という役割を果たしています。また、被災地では、福島原発事故がもたらした放射線被ばくを含む心身の負荷が住民の健康に悪影響を及ぼしています。9年後の今なお増え続ける「関連死」（9月7日現在福島県2,314名で昨年比28名増）は最も深刻な例です。

上記「健康保険の特例措置」はまた、②こうした被災住民の医療機関での受診を支援する役割を果たしています。

昨年12月に閣議決定された「復興創生期間後の復興基本方針」において、「避難指示地域の医療費無料化措置（健康保険料の無料化と窓口3割負担の無料化）については見直す」とされており、大変憂慮しています。

（1）復興期間が終了したからといって、被災住民の健康問題がなくなるわけではありません。復興期間終了後も上記「健康保険の特例措置」は継続すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

（2）これまで双葉町村会はことあるごとに政府に「健康保険の特例措置」の継続を要請してきました。東日本大震災から丸9年となるのを前に、田中復興大臣は、福島民友新聞社などのインタビューに答え、「具体的にどのように見直すかは、各自治体の意見を丁寧に聞き、厚生労働省と連携して検討する」と語ったと報道されています。その後、どのような話がなされていますか。

（3）これまでの経過から、現在国が無料化の財源を100%支援しているのを一部県や市町村に負担させる可能性が強いと考えられます。福島県の避難指示が出なかった地域や宮城県、岩手県では国の支援が80%となり、特に福島県の避難指示が出なかった地域や宮城県では数年で無料化措置は終了となっています。このような結果が予想される見直しは行うべきでないと考えますがどうですか。

（4）避難指示解除地域はいまだに医療インフラが整っていない状況で、整備拡充が急務です。どのような施策をおこなうつもりですか。

（5）福島原発事故の健康影響は避難指示区域内外で線引きされるものではありません。「健康保険の特例措置」を避難指示区域住民以外に広げるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

## 追加質問 1

被災地では、福島原発事故がもたらした放射線被ばくを含む心身の負荷が住民の健康に悪影響を及ぼしています。9年後の今なお増え続ける「関連死」（9月7日現在福島県2,314名で昨年比28名増）は最も深刻な例です。住民の受診率が高く、1人当たり医療費が高い状況です。

医療費無料化措置は、①生活の支援という役割、②被災住民の医療機関での受診を支援する役割、を果たしています。

内閣府原子力被災者支援チームは2011年9月30日、私たち8団体（当時は9団体）に対して、「原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、いわば国策による被害者である原子力被災者の健康の確保については、・・・原子力事故被災者の健康確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です」と文書回答しています。これは原子力事故対策本部の「原子力被災者への対応に関する当面の取り組み方針（2011年5月17日）」に沿ったものであり、「当面の取り組み方針」には、「・・・今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。」と明記されています。

### 質問事項

2019年12月に閣議決定された「復興・創生期間後における復興の基本方針」は、「医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、・・・適切に見直す。」としています。

しかしそこには、①「原子力事故被災者の健康確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です」を果たす姿勢は全く見られません。また、②被災者の実態や医療費無料化措置の果たす役割に言及せず、「金」・「公平性」の問題としてとりあげています。

これらの指摘について、見解を示してください。

## 追加質問 2

避難指示が解除された地域では、所得上位層は医療費無料化措置の対象から除外されます。

### 質問事項

（1）国民保険の医療費無料化措置の対象から除外されるのは1年間の収入が600万円を超える世帯であると理解していますが、これでよろしいですか。

（2）対象から除外された世帯数および対象地域全世帯（転出者を含む）に対する比率はこれまでどのように推移していますか。市町村ごとに年度推移を示してください。

**参考資料1** 2011年9月30日の内閣府原子力被災者支援チームの回答

「労働者と住民の健康と安全を守り、生じた被害は補償することを求める要請書に係る、第2回政府交渉（2011年8月23日）を踏まえた質問・要請書」に対する、内閣府原子力被災者支援チームの文書回答（2011年9月30日）該当部分の抜粋

質問4. 県民の健康管理調査の費用がエネルギー特別会計から出ていることについて、交渉後9月1日に「エネルギー対策特別会計においては原子力損害が生じた場合に、原子力緊急事態の発生した発電所施設の周辺住民の方々への健康診断や健康相談の事業への支出ができることとされています。・・・」とのご回答をいただきました。

そもそもエネルギー特別会計は原発推進体系の予算です。事故を起こし人々を被爆させた責任を認め、国が責任を持って健康管理を行い、福島県民に将来も被爆させることが無いことを保障するには、原発推進とは別枠の予算として計上されるべきと考えます。

再度見解を示して下さい。

(答)

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、いわば国策による被害者である原子力被災者の健康の確保については、ご指摘のとおり、国が責任を持って対応する必要があると考えております。そのため、原子力緊急事態の発生した発電所施設の周辺住民の方々への健康管理事業の経費の支出が特会法施行令によって認められているエネルギー対策特別会計から、原子力被災者の健康管理に必要な予算を二次補正予算で手当したところです。

そして、原子力被災者の健康管理を中長期に確実にを行うため、福島県が造成する基金に対して国が交付金を交付するかたちを採用するという工夫を施しております。更に、技術的、人的支援等については、原子力被災者生活支援チームの調整のもと、厚生労働省や文部科学省等の関係省庁が連携して取り組んでいます。

いずれにしましても、予算の計上されている会計の如何にかかわらず、国としては、原子力被災者の健康の確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

**参考資料2** 「原子力被災者への対応に関する当面の取り組み方針（2011年5月17日）」の該当箇所

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

**参考資料3** 「復興・創生期間後における復興の基本方針」の「減免措置見直し」

医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成24年9月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点からも適切な見直しを行う。

#### 参考資料4 令和3年度厚生労働省予算概算要求<抜粋>

##### IV主要事項（復旧・復興関連）

※（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目

##### <第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援>

（被災者・被災施設の支援）

（4）医療・介護・障害福祉制度における財政支援50億円（60億円）

①避難指示区域等での医療保険制度の特別措置（復興）38億円（38億円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、医療保険の一部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

②避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興）12億円（22億円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

③避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

※①～③については、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』（令和元年12月20日閣議決定）において、「被保険者間の公平性等の観点から、適切な見直しを行う」こととされている。

注）概算要求の文章は、金額を除き、ここ数年と同じである。

#### 参考資料5 東日本大震災被災者の特例措置による医療費無料化の現状

東日本大震災の被災者の保険料、医療費窓口負担、介護利用料などの免除は国が全額負担する形で始まった。種々の社会保険でも実施されている。

##### （1）宮城、岩手、福島（福島原発事故の帰還困難区域等を除く）

- ・2012年9月で国の全額負担の制度は廃止された。
- ・2012年10月から、医療費が3%以上増加した市町村に対して、負担増加分の80%を国が交付金で支援してきた。
- ・2014年4月から増加率に応じて最大95%まで引き上げる拡充策がとられている。

##### 岩手県

国保の医療費一部負担金の免除を続けている（所得制限なし）。県が負担（市町村に交付金）。

免除要件（住宅全半壊、主たる生計維持者が死亡・行方不明・重篤な疾病・休廃業・失職など）

##### 宮城県

現在、特別措置は実施されていない。

- ・2割を県が担ったが、財政負担が重いとして2012年度末で免除を打ち切った。
- ・被災者猛反発で、2014年度から所得を制限して対象者を絞り、全県（35市町村）で再開された。
- ・2015年度末で仙台市など26市町村が、2017年度末で石巻市など6市町が終了。最後まで継続していた名取市、気仙沼市、東松島市も2019年2月末で終了した。

## 福島県（帰還困難区域等を除く）

2割分が自治体の負担となることを理由に、免除措置を打ち切る自治体が続出。

### （1）国保の保険料の猶予・免除等

南相馬市、須賀川市など5市町村が2013年3月末で取りやめ。

福島市など36市町村が2012年9月末で取りやめ。

### （2）国保の一部負担金の免除

福島市、郡山市、いわき市など26市町村が2012年9月末で取りやめ。

南相馬市、相馬市、須賀川市など16市町村が2013年3月末で取りやめ。

## （2）福島原発事故の帰還困難区域等の住民（転出者も含む）

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された区域の住民に対して、指定解除後も、国の全額補助により、健康保険料と一部負担金の免除を2021年2月28日まで継続中（転出者を含む）。

### 上位所得者の除外

600万円を超える上位所得層の被保険者は特別措置の対象から除外となり、2014年10月1日以降、順次、避難指示が解除された地域に適用されている。

## トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する政府交渉について

2020年9月17日

経済産業省 様  
原子力規制庁 様  
原子力委員会 様  
外務省 様

今年2月10日、経産省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」と表記）」は報告書で海洋放出が最も現実的との結論を出しました。これを受けて、東京電力は3月24日、汚染水を海水で薄めトリチウム濃度を1500ベクレル/リットルとして30年かけて海洋放出する等の素案を公表しました。

7月3日に行われた、私たち脱原発福島県民会議はじめ8団体との政府交渉を踏まえて、再度、10月5日に政府交渉を設定させていただきます。実りあるものとなるよう、よろしくお願いいたします。

10月5日（月）

会場：参議院議員会館 B107会議室

当日のプログラム

13時00分～14時15分 経済産業省との交渉

14時20分～14時50分 外務省との交渉

14時55分～15時25分 原子力委員会との交渉

15時30分～16時00分 原子力規制庁との交渉

（注）外務省、原子力委員会、原子力規制庁については、後日に各30分と変更したものを掲載しています。

### 主催団体

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

### 紹介議員

福島みずほ参議院議員

### 連絡先

原子力資料情報室 担当（片岡遼平） Tel：03-6821-3211

ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暹） Tel&Fax：072-792-4628

- ・参加者は40名規模。
- ・報道関係者参加の予定
- ・インターネットによるライブ配信を予定。

## 経済産業省への質問

論点1. トリチウム汚染水を1500Bq/Lに薄めて放出する案が、サブドレイン等の地下水排出に際しての約束違反であることについて

(1) 地下水ドレイン等の地下水排出の際の『希釈しない』との取り決め(運用方針)の約束違反である  
7月3日政府交渉の回答

サブドレイン水と処理水は全く違う

### 再質問

これでは回答になっていません。

サブドレイン等の地下水海洋排出の際の『希釈しない』との取り決め(運用方針)は、高濃度汚染水の排出に歯止めをかけ、総量を規制するために設けられています。これは「海を放射能で汚染させない」ための取り決めなのです。

トリチウム汚染水(ALPS処理水)120万トンに含まれるトリチウムは860兆Bqで、これまでのサブドレイン等からの地下水海洋排出に伴うトリチウム放出量0.6兆Bqの1400倍にもものぼります。大量の高濃度トリチウム汚染水を薄めて海洋放出すれば、海が広範囲に汚染されます。経済産業省の「ALPS処理水について(2020年7月)」10ページに共同漁業権非設定区域を超える汚染の広がりが示されています。

ALPS処理水を薄めて放出すれば、「希釈しない」によって守ってきた「海を放射能で汚染させない」は踏みにじられるのです。したがって「約束違反」と指摘しているのです。

質問の趣旨に沿った再回答を求めます。

(2) 2015年1月の福島県漁協組合長の質問に対する糟谷補佐の答弁「(ALPS処理水について、)関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません」に反する。

7月3日政府交渉の回答

当時の糟谷補佐の言葉もごさいますけども「中長期ロードマップ」の記載「液体廃棄物については、地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」に沿ってしっかり検討していくことを考えていきたい。この記載については、過去から変わることなく今でも中長期ロードマップの中に記載されている。

### 再質問

糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐の答弁(第6回廃炉・汚染水対策福島評議会-2015.1.7)は野崎福島県漁業協同組合連合会代表理事会長の質問に対するもので、「(ALPS処理水について、)関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません」と答弁しています。これは漁協がサブドレイン等の地下水海洋排出を苦渋の選択で認めた重要な理由の1つです。

一方、経済産業省が2020年7月3日の政府交渉の回答で示した「中長期ロードマップ」の記載は、「関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」となっています。これでは「関係者に対する理解」が得られない状況であっても海洋放出がありうるということになりかねません。

「関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません」という明確な答弁があるわけですから、これを守ると約束してください。



## 論点 2. トリチウム汚染水を 1500Bq/L に薄めて放出する案の汚染水海洋放出による被ばくについて

7月3日政府交渉の回答

ALPS 処理水の海洋放出は追加被ばく線量限度を 1mSv/年という法律の趣旨に合致をさせることが求められ、達成している。
---

### 再質問

原子力発電所の周辺監視区域の外側での線量限度は「実用炉規則」と「線量告示」によって、1mSv/年と定められ、これによって公衆の年間被ばく限度 1mSv/年が担保されています。このことは 2018 年 12 月の私たち 8 団体との政府交渉で原子力規制委員会が認めています。

東電福島第一原発は事故後、2012 年 11 月に特定原子力施設に指定されていますが、関連規則（参考－1）により、「周辺監視区域」は「実用炉規則」と同じであるとされています。つまり、福島第一原発でも、周辺監視区域の外側での線量限度は 1mSv/年であり、公衆の年間被ばく限度 1mSv/年が担保されています。

ところが ALPS 処理水の海洋放出による被ばくについては、東電福島第一原発が特定原子力施設に指定された際の「指示事項（参考－2）」を根拠にして、「実際の敷地境界線量」では「瓦礫や汚染水等による敷地境界実効線量評価値」（1mSv/年以下と評価された値）のうち 0.22mSv/年を割り当てています。経済産業省の上記回答は、このことを指しています。

（1）「指示事項の 1mSv/年」は「線量告示に規定されている 1mSv/年」とは全く別のものであり、「公衆の年間被ばく限度 1mSv/年を担保するもの」として用いることは法令違反と私たちは考えます。経済産業省の見解を示してください。

（2）実際、福島第一原発の敷地境界のモニタリング実測値は 1mSv/年をはるかに超える高い線量となっており、ALPS 処理水の海洋放出による追加被ばくが許される状況ではないと私たちは考えます。経済産業省の見解を示してください。

参考 1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第二条第 2 項六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

参考 2：東電福島第一原発が特定原子力施設に指定された際の「指示事項（11 番目）」

○大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
--

○特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、2013 年 3 月までに 1 mSv/年未満とすること。
--

### 論点 3. 放射性物質は、海洋汚染をもたらすとして、海洋投棄が禁止されていることについて

（1）経済産業省は、「ALPS 処理水について（2020 年 7 月）」13 ページに、「沖合での放出は、海洋汚染の防止を目的とする国際条約（ロンドン条約）の中で、廃棄物等の海洋への投棄が禁じられています。このため、沖合まで船舶で運んで放出することは、国際条約違反に当たってしまいます。」と記載しています。

さらに経済産業省は、2020 年 9 月 3 日に開催された「いわきの市民運動（『これ以上海を汚すな！市民会

議』の経産省との意見交換会」で、「安全か危険かではなく、とにかく条約で禁止されている。」「基準値以下に希釈しても、沖合で放出するのは条約違反である。」と認めています。

これらを確認してください

(2) そもそも「放射性廃棄物その他の放射性物質」は条約で海洋投棄が禁止されているのであって、経済産業省はトリチウム汚染水の海洋放出による被ばく線量が少ないなどとしていますが、これによりトリチウム汚染水の海洋放出を正当化することはできないと私たちは考えますがどうですか。

(3) 福島原発のトリチウム汚染水は事故に起因するものです。その海洋放出は、事故責任者による厳重管理という原則に反しています。国策として原子力政策を推進してきた国も責任者であり、厳重管理の政策をとるべきです。海洋放出による、新たな環境汚染、追加放射線被ばく、様々な被害の押し付けは人権侵害であり、断じて許されません。

温排水によるトリチウム海洋放出とは異なり、事故前の管理目標による放出量に比べ、放射エネルギーがけた違いに多量のトリチウムが放出されます。

また、ALPS 処理水には、トリチウム以外の 60 種を超える放射性物質が含まれています。東電は二次処理をして、その他の核種を除去するとしていますが、二次処理によってどの程度除去されるのかについては、これから試験的処理が行われるという状況です。

こうしたことから、タンクに貯蔵中のトリチウム汚染水を海水で薄めて海洋放出することは「故意の海洋処分」であると私たちは考えますが、どうですか。

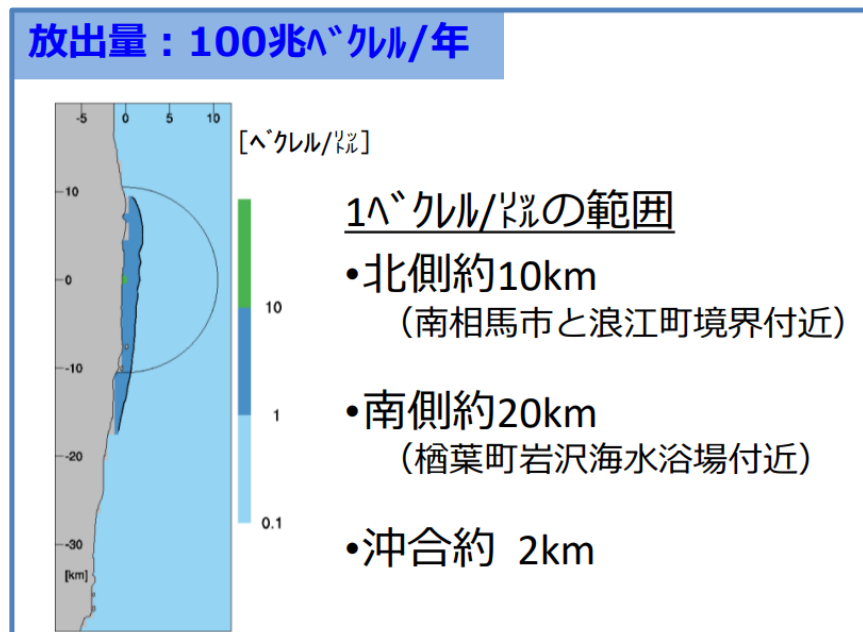
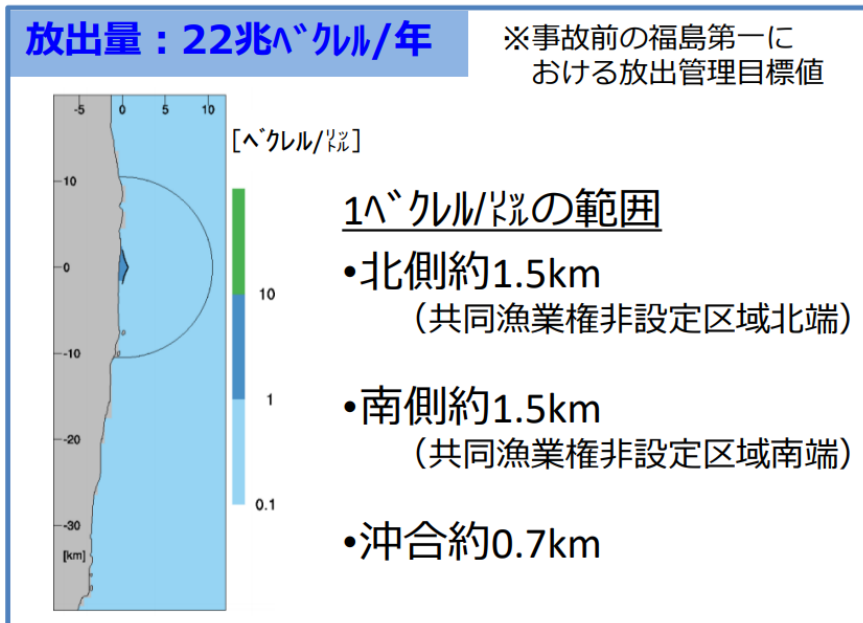
(4) ロンドン条約第三条では、「投棄」を「海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること。」と定めており、ロンドン条約締約国の裁量で「その他の人工海洋構築物」に「パイプラインや放流口」を含めることができるとのロンドン条約事務局(IMO)見解も示されています。したがって、「トリチウム汚染水のパイプラインや放流口からの故意の海洋放出」は締約国として「投棄」と見なして禁止すべきだと私たちは考えますが、どうですか。

(5) ロンドン条約/議定書締約国会議において、福島原発からのトリチウム汚染水の海洋放出に対する懸念が表明されています。また、海外から安倍前首相にあてた抗議が寄せられています。

ロンドン議定書では、内水における海洋投棄は自国の裁量で禁止できるとされています。具体的には、ロンドン議定書第七条で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。

日本政府はロンドン条約/議定書締約国として、率先して自国の裁量でトリチウム汚染水の海洋放出を禁止することが国際的に責任ある態度であると考えますが、どうですか。

## 海洋放出した場合



- バックグラウンドレベル（0.1～1ベクレル/ℓ）を超えるエリアは、発電所近傍に限られ、WHO飲料水基準（10,000ベクレル/ℓ）と比較しても十分小さい

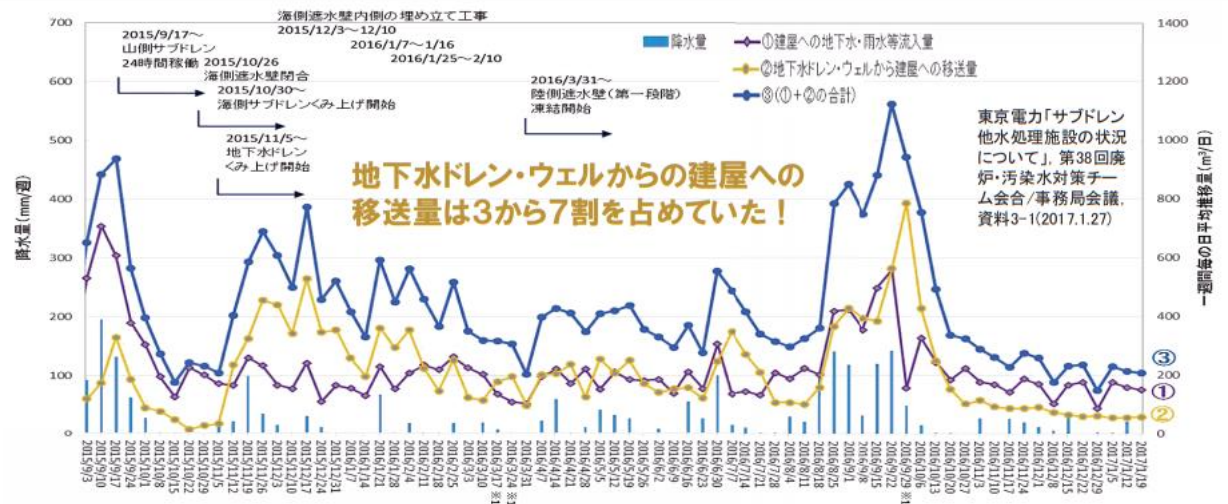
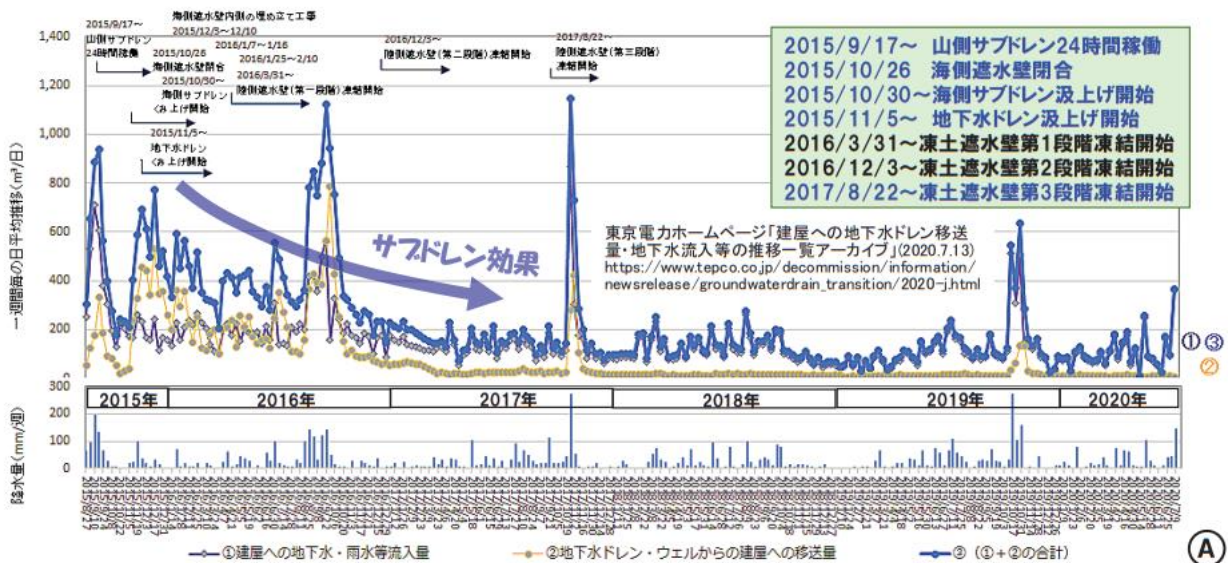
- ◇ **沖合での放出**は、海洋汚染の防止を目的とする**国際条約**（ロンドン条約）の中で、廃棄物等の海洋への**投棄が禁じられています**。このため、沖合まで船舶で運んで放出することは、**国際条約違反**に当たってしまいます。

参考資料

A L P S 処理水には相当量のドレイン水が含まれている

「地下水ドレン・ウェルからの建屋への移送量」は、2015～2016年に「建屋への地下水・雨水等流入量」との合計(タンク汚染水となる)の3～7割を占めていた！  
2017年以降は、豪雨時に数十％へ増える以外は10％前後で推移！

トリチウム汚染水の希釈放出は、トリチウムが運用目標を超えて建屋へ移送された大量の地下水ドレン・ウェル汚染水を希釈放出するものであり、「サブドレン及び地下水ドレン以外の水は混合しない(希釈は行わない)」との「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(廃炉・汚染水対策チーム、東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー)に違反する！

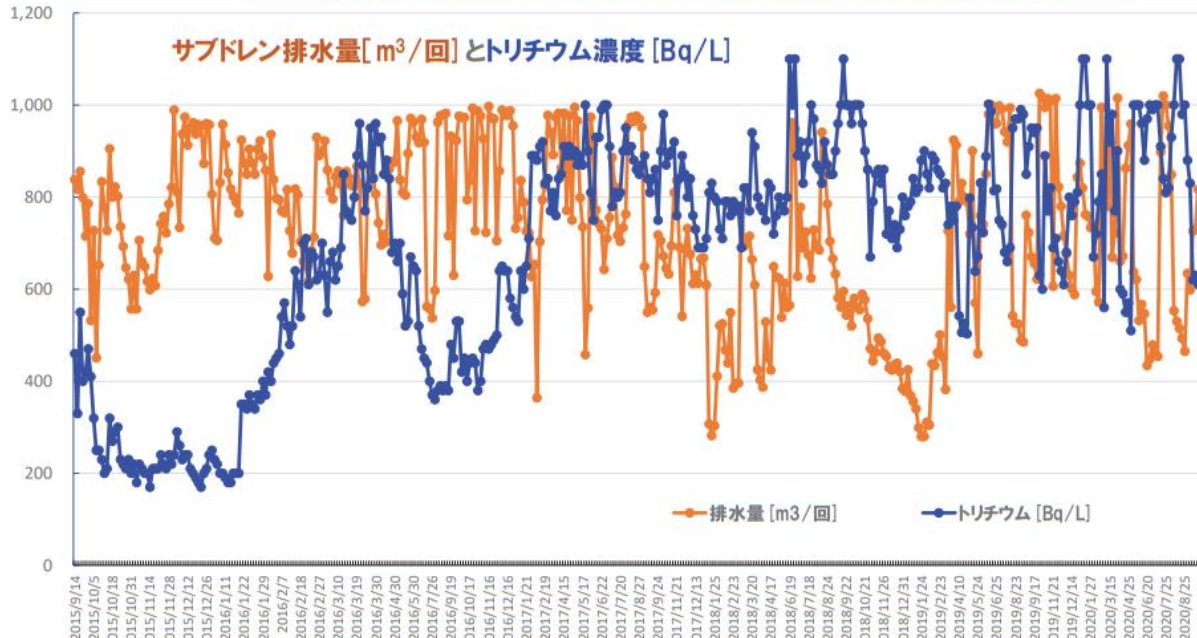


	①建屋への地下水・雨水等流入量 [m³/日]	②タービン建屋への移送量 (α)+(β)	地下水ドレン中継タンク				(参考)改修ウェル, ウェルポイント				③(①+②)の合計 [m³/日]	建屋移送量の割合
			A	B	C	合計(α)	1-2号機間	2-3号機間	3-4号機間	合計(β)		
2016年1/7-12/31	—	76,078	29,163	13,250	312	42,598	19,171	10,868	1,074	31,128	—	—
2017年1/1-12-31	—	15,089	4,299	1,379	18	5,696	8,535	578	273	9,393	—	—
2018年1/1-4/4	—	1,430	10	40	0	50	1,337	42	0	1,380	—	—
2018年4/5-12/26	4,285	515	8	0	0	8	477	19	13	507	4,800	10.7%
(週間平均の7倍)	(29,995)	(3,605)	(56)	(0)	(0)	(56)	(3,339)	(133)	(91)	(3,549)	(33,600)	—
2018年1/1-12/26	—	(5,035)	(66)	(40)	(0)	(106)	(4,676)	(175)	(91)	(4,929)	—	—
2019年1/3-12/25	5,549	891	165	10	0	177	579	114	21	715	6,440	13.8%
(週間平均の7倍)	(38,843)	(6,237)	(1,155)	(70)	(0)	(1,239)	(4,053)	(798)	(147)	(5,005)	(45,080)	—
2020年1/2-9/16	3,743	313	0	0	0	0	306	2	4	313	4,056	7.7%
(週間平均の7倍)	(26,201)	(2,191)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2,142)	(14)	(28)	(2,191)	(28,392)	—

注: 出典は東京電力公表データ。2018/4/4までは毎日のデータの集計だが、2018/4/5以降は毎週の日平均データなので、7倍して集計し、括弧書きした2016/9/20-27の建屋移送量はバキューム車による観測井からの汲上げ量2,352トンを含む移送量。①のデータは2018/4/5以降しか利用できない。

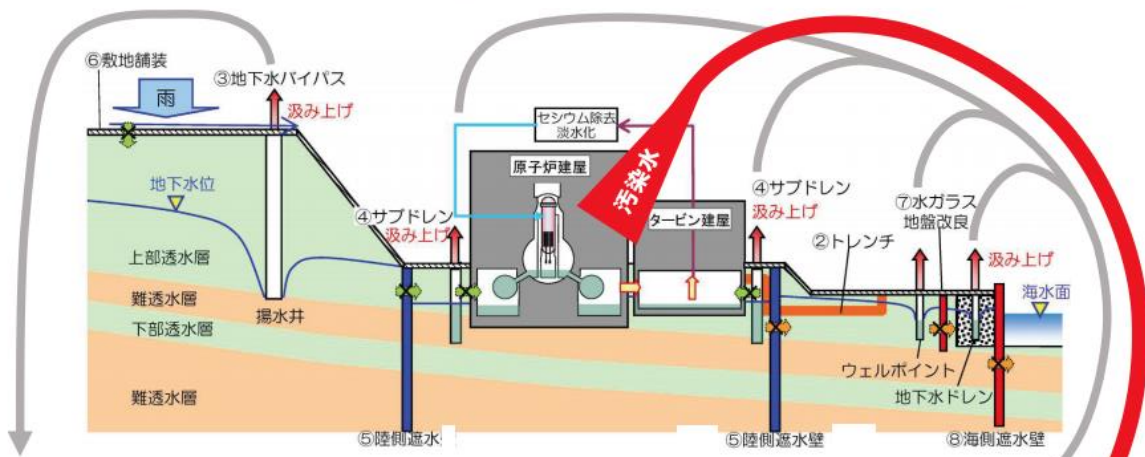
サブドレン水等の海洋放出は、2015.9.14開始～2020.9.22現在まで  
1,384回、713m<sup>3</sup>/回で98.7万m<sup>3</sup>、トリチウム6,500億Bq

運用方針では「トリチウム1,500Bq/L以下」だが、  
実際には、平均658Bq/L (170～1,100Bq/L)



東京電力ホールディングス「サブドレン他水処理施設の運用状況等」、廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議(第22回2015.10.1～第82回2020.9.24) ㉔

**トリチウム汚染水の海洋放出は、地下水バイパスやサブドレン水等とは桁違い！**



**地下水バイパス 59万m<sup>3</sup>、0.081兆Bq**

(2014.5.21排水開始～2020.9.25に342回排水、平均138Bq/L)

**サブドレン水等 99万m<sup>3</sup>、0.65兆Bq**

(2015.9.14排水開始～2020.9.22に1,384回排水、平均665Bq/L)

最高326万Bq/Lの高濃度トリチウムを含む

**トリチウム汚染水 120万m<sup>3</sup>、860兆Bq**

㉕

## 外務省への質問

(1) ロンドン条約では、海洋汚染をもたらすとして放射性物質が濃度や影響のいかんを問わず投棄禁止となっています。ロンドン条約第三条では、「投棄」を「海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること。」と定めており、ロンドン条約締約国の裁量で「その他の人工海洋構築物」に「パイプラインや放流口」を含めることができるとのロンドン条約事務局(IMO)見解も示されています。

ロンドン議定書第七条で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。ロンドン条約/議定書で投棄禁止の対象については、内水における廃棄物の投棄を自国の裁量で禁止できるのです。

7月3日の政府交渉で、このことについて承知しているとの回答がありました。

しかしその一方で、交渉では、禁止は船舶等からの海洋投棄に限るとした回答が繰り返されました。また、国連人権理事会特別報告者への情報提供においても、禁止は船舶等からの海洋投棄に限るとする旨の回答がなされています。「船舶等」とあたかも「船舶」からの処分だけが問題であるかのように限定し、「等」に含まれる「航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物」を隠蔽するのは極めて意図的だと言わざるを得ません。

何故このような対応になるのか理解できません。今後、条約による海洋投棄の禁止について、内水における自国の裁量による禁止も含めた対応に変更すべきと私たちは考えますがどうですか。ロンドン条約/議定書の趣旨および規定に従い、「トリチウム汚染水のパイプラインや放流口からの故意の海洋放出」は締約国として禁止すべきだと私たちは考えますが、どうですか。

(2) また、ロンドン条約/議定書締約国会議で、鉦さいのパイプラインによる海洋放出が問題にされていることについても承知しているとの回答がありました。本来、上記(1)とあわせてこのような重要な情報はALPS小委員会等の政府の検討に反映されるべきであったと考えます。

外務省はこれまでどのような働きかけをしてきましたか。

もしこれまでなされてこなかったとしたら至急に政府内部で情報共有を進めるべきではありませんか。

(3) ロンドン条約/議定書締約国会議において、福島原発からのトリチウム汚染水の海洋放出に対する懸念が表明されています。また、海外から安倍首相にあてた抗議が寄せられています。

従って、ロンドン条約/議定書締約国である日本政府は、率先して、自国の裁量で東電福島第一原発のトリチウム汚染水の海洋放出を禁止することが国際的に責任ある態度であると私たちは考えますが、外務省はどうですか。

## 原子力委員会への質問

(1) 前回7月3日の政府交渉で、「我が国としては、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする」との1993年11月2日原子力委員会決定には、液体を含まないとの回答がありました。

しかし、同決定の10日後に開かれたロンドン条約協議会議では「放射性廃棄物その他の放射性物質」をブラックリストに入れる決定がなされ、「投棄（その形態及び状態のいかんを問わない。）」（第四条）が全面禁止されています。それでも、上記の決定には放射性液体は含まず、仮に「トリチウム汚染水を海洋投棄」しても上記の決定には違反しないと言い張るのですか。仮に、「トリチウム汚染水を海洋投棄」した場合、それはロンドン条約違反になるのかどうか、1993年原子力委員会決定違反になるのかどうか、原子力委員会としての見解を示してください。

(2) 原発でのトリチウムの成因は、①燃料棒の中でウランの核分裂によって生成（0.2～0.4%の割合で起こる三体核分裂）、②制御棒(BWRとPWR)や冷却水中のボロン(PWRのみ)に含まれるボロン10が中性子を吸収して生成、③一次冷却水中の存在比0.015%で含まれる重水素が中性子を吸収して生成の3種類ですが、BWRではほぼすべてが③に留まり、PWRでは②が主因となる一方、①は②③とは比較にならないほど圧倒的に多量であり、重大事故が起こらない限り出てきません。東電福島第一原発のトリチウム汚染水の海洋放出は、①で生成されたトリチウムだけでなく他の核種も多量に含む放射能汚染水であり、タンクに貯蔵中の汚染水の海洋放出はロンドン条約で禁止された「故意の海洋処分」であり、1993年原子力委員会決定の対象であると私たちは考えますがどうですか。

(3) 温排水によるトリチウム海洋放出とは異なり、事故前の管理目標による放出量に比べ、けた違いに多量のトリチウムなどが放出されます。このことから、1993年原子力委員会決定の対象であると考えますがどうですか。

(4) 東電福島第一原発のトリチウム汚染水は事故由来の放射性廃棄物であり、事故責任者が厳重管理すべきものではありませんか。海洋放出による、新たな環境汚染、追加放射線被ばく、様々な被害の押し付けは人権侵害であり、断じて許されません。国策として原子力政策を推進してきた国にも東電福島第一原発事故の責任があり、原子力委員会はその重要な一員です。

政府は海洋放出禁止の政策をとるべきと私たちは考えますが、原子力委員会の見解を示してください。

(5) ロンドン条約に関連して

(i) ロンドン条約では、海洋汚染をもたらすとして放射性物質が濃度や影響のいかんを問わず投棄禁止となっています。経済産業省は、「ALPS処理水について（2020年7月）」13ページに、「沖合での放出は、海洋汚染の防止を目的とする国際条約（ロンドン条約）の中で、廃棄物等の海洋への投棄が禁じられています。このため、沖合まで船舶で運んで放出することは、国際条約違反に当たってしまいます。」と記載しています。さらに、2020年9月3日に開催された「いわきの市民運動（『これ以上海を汚すな！市民会議』）の経産省との意見交換会」で、「安全か危険かではなく、とにかく条約で禁止されている。」「基準値以下に希釈しても、沖合で放出するのは条約違反である。」と認めています。

(ii) ロンドン議定書において、ロンドン条約／議定書で投棄禁止対象の物質については、内水における廃棄物の投棄を自国の裁量で禁止できることが定められています。具体的には、ロンドン議定書第七条で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。

(iii) ロンドン条約／議定書締約国会議で、鉱さいのパイプラインによる海洋放出が問題にされ、条約事務局見解では、パイプラインなどの排出管を、締約国の裁量で、条約の「投棄」の定義にある「その他の海洋構築物」であるとみなすこともできるとしています。

(iv) ロンドン条約／議定書締約国会議において、福島原発からのトリチウム汚染水の海洋放出に対する懸念が表明されています。また、海外から安倍前首相にあてた抗議が寄せられています。

上記 (i) ～ (iv) を踏まえて、ロンドン条約／議定書締約国である日本政府は、率先して、自国の裁量で東電福島第一原発のトリチウム汚染水の海洋放出を禁止することが国際的に責任ある態度であると私たちは考えます。原子力委員会の見解を示してください。

(6) 以上、原子力委員会は、1993年原子力委員会決定を守り、また国策として原子力政策を推進してきた国の重要構成組織として、東電福島第一原発のトリチウム汚染水海洋放出を禁止する立場を明確にすべきと私たちは考えますが、どうですか。



## 原子力規制委員会への質問

### 1. トリチウム汚染水の海洋放出による被ばくについて

原子力発電所の周辺監視区域の外側での線量限度は「実用炉規則」と「線量告示」によって、1mSv/年と定められ、これによって公衆の年間被ばく限度 1mSv/年が担保されています。このことは2018年12月の私たち8団体との政府交渉で原子力規制委員会が認めています。

ところがALPS処理水の海洋放出による被ばくについては、東電福島第一原発が特定原子力施設に指定された際に「震災以降に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量の評価値を、2013年3月までに1mSv/年未満とすること」とされた指示事項を根拠にして、「実際の敷地境界線量」ではなく上記の「瓦礫や汚染水等による敷地境界実効線量評価値」（1mSv/年以下と評価された値）のうち0.22mSv/年を割り当てています。

(1)「指示事項の1mSv/年」は「線量告示に規定されている1mSv/年」とは全く別のものであると考えますがどうですか。

(2)「指示事項の1mSv/年」を「公衆の年間被ばく限度1mSv/年を担保するもの」として用いることは法令違反と考えます。見解を示してください。

(3)実際、福島第一原発の敷地境界のモニタリング実測値は1mSv/年をはるかに超える高い線量となっており、ALPS処理水の海洋放出による追加被ばくが許される状況ではないと考えます。見解を示してください。

### 2. 放射性物質の海洋投棄が禁止されていることについて

(1)海洋汚染の防止を目的とする国際条約（ロンドン条約）の中で、廃棄物等の海洋への投棄が禁じられています。経済産業省も認めているように、濃度とか影響いかんではなく、「放射性廃棄物その他の放射性物質」そのものが禁止の対象です。原子力規制委員会はこれを承知していますか。

(2)ロンドン議定書では、外洋での海洋投棄が禁止されている対象について、内水における海洋投棄は自国の裁量で禁止できるとされています。具体的には、ロンドン条約議定書第七条で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。原子力規制委員会はこれを承知していますか。

(3)ロンドン条約/議定書締約国会議で、廃棄物のパイプラインによる海洋放出が問題にされ、条約事務局見解では、パイプラインなどの排出管を、締約国の裁量で、条約の「投棄」の定義にある「その他の海洋構築物」であるとみなすこともできるとしています。原子力規制委員会はこうした状況を承知していますか。

### 3. 事故に起因する放射性物質は事故責任者が厳重に管理すべきではありませんか

福島原発のトリチウム汚染水は事故に起因するものです。事故責任者による厳重管理が徹底されるべきです。海洋放出による、新たな環境汚染、追加放射線被ばく、様々な被害の押し付けは人権侵害であり、断じて許されません。国策として原子力政策を推進してきた国も東電福島第一原発事故の責任者であり、厳重管理の政策をとるべきです。この点、原子力規制委員会の見解を示してください。